類似工事として定める工事の運用指針

制定　平成２９年　２月１４日
改正　平成３０年　５月１７日
改正　平成３０年　７月１３日
改正　令和　２年　４月　１日
改正　令和　７年　６月　３日

１　目的

大村市が発注する建設工事について、請負業者の受注機会の拡大、工期の短縮を図るため、類似工事として定める工事を適切に発注するにあたり必要な事項を定める。

２　対象工事

類似工事の定義に該当する工事であり、大村市請負業者等指名委員会で承認された工事とする。

３　入札方式

一般競争入札及び指名競争入札とする。

４　発注方法

①　類似工事として発注する際は、設計金額が高い順に開札日時を設定するものとする。

②　入札公告及び入札執行通知書には、「類似工事」による発注である旨を記載するものとする。

５　落札決定方法

①　一般競争入札（事後審査）の場合

ア　類似工事として発注した入札は、開札日時の早い入札から開札時に落札予定者を決定し、事後審査により落札者を決定するものとする。

イ　開札日時の早い入札において落札予定者に決定された者は、当該工事より開札日時の遅い類似工事の入札においては、類似工事落札予定者として落札予定者とはなり得ないものとする。

ウ　事後審査による落札者の決定は、開札日時の早い入札から行うものとする。

なお、事後審査において入札参加資格を有しないと認めた業者があった場合の落札予定者の決定方法については、別紙のとおりとする。

②　指名競争入札の場合

ア　類似工事として発注した入札は、開札日時の早い入札から開札時に落札者を決定するものとする。

イ　開札日時の早い入札において落札者に決定された者は、当該工事より開札日時の遅い類似工事の入札は、類似工事落札者として落札者とはなり得ないものとする。

6　入札結果の公表

類似工事落札者となった者については、入札金額を公表するものとし、入札結果欄に類似工事落札者と記載するものとする。

7　発注方式別の公告等記載例

①　一般競争入札（事後審査）における公告記載例〔類似工事が２件の場合〕

・Ａ工事公告（開札日時が早い方）

本工事の入札において落札予定者となった者は、〇年〇月〇日付け大村市公告第〇号で条件付き一般競争入札に付した「Ｂ工事」の入札において落札予定者とはなり得ないものとする。

・Ｂ工事公告（開札日時が遅い方）

〇年〇月〇日付け大村市公告第〇号で条件付き一般競争入札に付した「Ａ工事」の入札において落札予定者となった者は、本工事の入札において落札予定者とはなり得ないものとする。

②　指名競争入札における入札執行通知記載例〔類似工事が２件の場合〕

・Ａ工事入札執行通知書（開札日時が早い方）

本工事の入札において落札者となった者は、〇年〇月〇日の「Ｂ工事」の入札において落札者とはなり得ないものとする。

・Ｂ工事入札執行通知書（開札日時が遅い方）

〇年〇月〇日の「Ａ工事」の入札において落札者となった者は、本工事の入札において落札者とはなり得ないものとする。

8　施行期日

この指針は、平成２９年２月１４日から施行する。
この指針は、平成３０年５月１７日から施行する。
この指針は、平成３０年７月１３日から施行する。
この指針は、令和２年４月１日から施行する。
この指針は、令和７年６月３日から施行する。